

介護老人保健施設偕楽園重要事項説明書  
(令和 7年 4月 1日現在)

## 1. 担当者

医 師 \_\_\_\_\_

介護支援専門員 \_\_\_\_\_

支 援 相 談 員 \_\_\_\_\_

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 偕楽園
- ・開設年月日 平成9年6月20日
- ・所在地 千葉県松戸市西馬橋幸町23番地
- ・電話番号 047-340-1300 FAX 047-340-1315
- ・管理者名 三須 一美
- ・介護保険指定番号 短期入所療養介護 (1252480036号)

### (2) 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### (3) 従業員に関する事項

職 種	常 勤		非常勤		合 計	常勤換算人 数
	専 徒	非専徒	専 徒	非専徒		
医師	1		1		2	1.0
看護職員	9		2		11	10.2
介護職員	21		15		38	31.5
理学療法士		2			2	2.0
作業療法士						
言語聴覚士						
介護支援専門員	1				1	1
支援相談員	1				1	1
管理栄養士	1				1	1
薬剤師			1		1	0.4
事務職員	3				3	3
その他従業者			8		8	3.5
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数	37.5 時間					
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数	看護職員1名、介護職員4名					

#### (4) 利用料金

##### 1. 基本料金

①事業所利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	834円	1,668円	2,502円	要介護1	915円	1,830円	2,745円
要介護2	885円	1,770円	2,655円	要介護2	967円	1,934円	2,901円
要介護3	950円	1,900円	2,850円	要介護3	1,034円	2,068円	3,102円
要介護4	1,007円	2,014円	3,021円	要介護4	1,089円	2,178円	3,267円
要介護5	1,062円	2,124円	3,186円	要介護5	1,147円	2,294円	3,441円

※上記金額には夜勤職員配置加算（25円／日）、サービス提供体制加算（I）（22円／日）が含まれております。

※上記金額には松戸市の地域加算（1.045）を乗じております。

※上記利用料の他、場合により次の料金が加算されます。

##### 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

3時間以上4時間未満	693円
4時間以上6時間未満	968円
6時間以上8時間未満	1,354円
個別リバビリテーション実施加算	250円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	209円／日
緊急短期入所受入加算	94円／日
若年性認知症利用者受入加算	125円／日
生産性向上推進体制加算（I）	104円／月
生産性向上推進体制加算（II）	10円／月
送迎加算（片道について）	192円
療養食加算	8円／回
重度療養管理加算	125円／日
緊急時治療管理	541円／日
総合医学管理加算	287円／日
特定治療	医科診療報酬点数に定める点数に10円を乗じて得た額
介護職員等待遇改善加算（I）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に7.5%を乗じた額

※上記加算の金額については1割負担の際の表記となります。

##### ②居住費（1日あたり）

・個室	1,750円
・多床室	520円

##### ③食費（1日あたり）

1,800円

##### 2. その他の料金

##### ①特別室利用料（1日あたり）

・個室A	3,080円
・個室B	1,650円
・2人部屋	1,100円

##### ②理美容代

実費

##### ③日用品費

250円

④教養娯楽費	250円
⑤洗濯代	250円 (3枚につき1回)
⑥電気代	88円 (私物電化製品使用者のみ)

### 3. 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は銀行振込又は銀行引落となります。

## 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

- ①短期入所療養介護計画の立案
- ②食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます)
 

朝 食	午前 7時～午前 8時
昼 食	午後 12時～午後 1時
おやつ	午後 3時
夕 食	午後 6時～午後 7時
- ③入浴 (一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④看護
- ⑤医学的管理の下における介護
- ⑥機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦健康管理・定期的診察
- ⑧相談援助サービス

### (2) その他のサービス

- ①理美容サービス (原則毎週水曜日に行います)
- ②その他
 

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがございますので、具体的にご相談ください。

## 4. 協力医療機関等

### (1) 協力医療機関

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 名 称 | 医療法人社団 明理会 新松戸中央総合病院 |
| 住 所 | 松戸市新松戸1-380          |
| 名 称 | 医療法人社団 誠馨会 新東京病院     |
| 住 所 | 松戸市和名ヶ谷1271          |
| 名 称 | 医療法人社団 愛友会 千葉愛友会記念病院 |
| 住 所 | 流山市鰐ヶ崎1-1            |

### (2) 協力歯科医療機関

- |     |              |
|-----|--------------|
| 名 称 | いで歯科医院       |
| 住 所 | 松戸市西馬橋相川町117 |

## 5. サービス利用にあたっての留意事項

- ・入所時間は、原則として午前10時、退所時間は午前10時から午後5時とさせていただきます。
- ・入退所時は、当事業所送迎利用の場合においても、ご家族の方の付き添いが必要となります。
- ・送迎利用に関しましては、原則月曜日から土曜日、時間は配車の都合上、当事業所指定の時間とさせていただきます。

## 6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災感知器
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

## 7. 禁止事項

- ・飲食物、金銭、貴重品等の持ち込み
- ・他の利用者又は職員への贈答品の持ち込み
- ・ペットの持ち込み
- ・宗教活動、政治活動

## 8. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 047-340-1300）

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当事業所1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

利用者及びご家族からの下記に挙げる要望等につきましては対応することができません。

- ・利用者本人にとって不適切と思われる要望
- ・業務上、対応が困難な要望
- ・介助に危険が伴う要望

## 9. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## 10. 個人情報の利用目的

医療法人社団斎心会では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理営業業務のうち  
　　－入退所等の管理  
　　－会計・経理  
　　－事故等の報告  
　　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち  
　　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答  
　　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合  
　　－検体検査業務の委託その他の業務委託  
　　－家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち  
　　－保険事務の委託  
　　－審査支払機関へのレセプトの提出  
　　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち  
　　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料  
　　－当事業所において行われる学生の実習への協力  
　　－当事業所において行われる事例研究

### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち  
　　－外部監査機関への情報提供